



消防団員が死亡し公務災害と認定されましたが、団員の死亡当時、団員と生計維持関係にある遺族として、父(57歳)及び弟(17歳)がいるのですが、遺族補償年金の支給はどのようになるのでしょうか。



遺族補償年金を受けることができる遺族を「受給資格者」といい、以下の3つの条件を満たしている方がこれに該当します。

- ① 死亡した団員等の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹であること
- ② 団員等の死亡時点における遺族の年齢が、夫、父母、祖父母の場合は60歳以上、子、孫の場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること、兄弟姉妹の場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は60歳以上であること
- ③ 団員等の死亡当時、団員等と生計維持関係にあったこと

遺族補償年金は、この受給資格者の人数に応じて決定され、その支給は受給資格者のうちの最先順位(※)にある遺族(受給権者)に対して行われることとなります。

※ 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順となります。

ご質問の方については、父が上記の②の要件(年齢60歳以上)に該当しませんが、団員の死亡した日において55歳に達している遺族であることから、父は「特例遺族」として受給資格を与えられることとなります。

この「特例遺族」については、60歳に達するまでは年金額を算定する際の受給資格の人数には含まれず、遺族補償年金を受けるべき順位は、当該年金を受けることができる他の遺族より後順位となります。また、特例遺族が60歳に達する前に受給権者となった場合には、支給決定は行いますが、その方が60歳に達するまでの間は年金の支給を停止することとなっております。

したがって、支給開始の時点では弟が受給権者となり遺族補償年金が支給されることとなります。年金額は「補償基礎額×153(1人分)」となり、弟が18歳に達する日以後の最初の3月まで支給されます。その後、弟が18歳に達し失権することとなった場合、受給権が移り特例遺族である父が受給権者となり

ますが、この時点で父は60歳に達していないため支給は一旦停止され、60歳に達した翌月から「補償基礎額×153」の年金が支給されることとなります。

## ○遺族補償年金支給イメージ

